

田口福寿会 夢奨学金支給規程施行要領

(目的)

第1条 この要領は、田口福寿会 夢奨学金支給規程（以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、規程の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学金の対象者)

第2条 特別の事情により規程第2条第4号の貸付金の貸し付けを受けない場合には、その理由書を提出しなければならない。

2 同条第5号の奨学金には、貸与型の奨学金は含まないものとする。

(奨学金の支給時期)

第3条 奨学金は3か月ごとにまとめて、4月から6月分、7月から9月分、10月から12月分、1月から3月分を、それぞれ4月末、7月末、10月末、1月末までに支給するものとする。

(申請手続き)

第4条 規程第4条第1号の申請書は、別記様式1とする。

2 申請にあたっては、児童養護施設等の施設長（別記様式2-1）または里親等の推薦書（別記様式2-2）を添えて、高校3年次の10月15日までに提出しなければならない。

(選考)

第5条 奨学生の選考は、書面による選考とし、当財団事業助成委員会に諮り、その意見に基づき理事会において内定者を定める。

2 前項の選考は、高校3年次の11月末までに行い、その結果は児童養護施設等の施設長または里親等を通じて通知する。

3 前項の通知後における志望校の変更がある場合には、内定者は会長に対して志望校の変更承認を申請しなければならない。

4 会長は、前項の申請があった場合、変更の可否について事業助成委員会の意見を聞かなければならない。

5 規程第5条第3項に定める書類は、大学合格証明書及び誓約書（別記様式3）とする。

6 奨学生の人数は、1学年5名程度とする。

(報告義務)

第6条 規程第6条第1項に定める「近況報告書」の様式は、別記様式4とする。

2 同条第2項の届け出は、[別記様式5](#)によるものとする。

(奨学金の返還)

第7条 奨学金の返還額は、原則として、規程第8条の奨学金支給廃止事由が発生した月の翌月以降の分とする。

附則（平成30年4月24日会長決定）

この要領は、平成30年8月1日から施行する。